

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）」に対する意見書

2019年1月16日
日本弁護士連合会

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会（以下「意匠制度小委」という。）の「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）」（以下「本報告書（案）」という）に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 当連合会は、本報告書（案）における意匠制度見直しの方針について、基本的に賛成する。なお、今後検討すべき事項について、理由中で指摘する。
- 2 本報告書（案）によれば、意匠権の保護拡充に伴い大きな意匠法改正が必要となることが想定されるが、「意匠」や「実施」の定義、意匠の登録要件の見直し等について具体的な案までは示されていない。法改正に当たっては、参考となる具体的条件や根拠に関する情報を今後も発信していくとともに、弁護士等の法律専門家や実務家の意見を参考にすることが求められる。

第2 意見の理由

1 はじめに

本報告書（案）は、デザインの意義を、「企業が顧客のニーズを利用者視点で見極めて新しい価値を創造するという、イノベーション創出のための極めて重要な手段」と捉え、「競争が激化する世界市場において優位に立つ」観点を提示して、意匠制度の見直しについて提言を行っている。当連合会は、2018年9月20日付けで「産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会『意匠制度の見直しの検討課題』に対する意見書」（以下「前日弁連意見書」という。）を公表し、意匠制度を見直すことに自体については賛同しつつ、意匠制度小委の議論が、国際的な保護水準に沿った制度改正につながるように、法理論と実務の両側面から検討をする必要性について述べたところである。

2 画像デザインの保護について

本報告書（案）は、意匠法第2条1項及び2項に規定する表示画像及び操作画像につき、画像が関連する機器等の機能に係る画像については、画像が

物品（又はこれと一体として用いられる物品）に記録・表示されるか否かにかかわらず、保護対象とすることで、物品に記録されていない画像や、物品以外の場所に投影される画像を保護すべきとして、諸外国と同様、「物品との一体性」の要件を外すことにした。この結論自体は当連合会としても異論はない。

もっとも、画像デザインの保護の拡充に当たっては、単に、「物品との一体性」の要件のみならず、「意匠」の定義や「実施」の定義をどのように規定するのか等、解決すべき重要な問題が多々存在することは、前日弁連意見書において指摘したとおりである。具体的な意匠法における規定の仕方を今後検討する過程において、参考となる具体的条件や根拠に関する情報を広く発信し、弁護士等の法律専門家や実務家の意見を参考にすることが求められる。

なお、画像デザインの保護の拡充に伴い、クリアランス負担が過度に増大することを避けるため、画像意匠公報検索支援ツールにより、登録された画像意匠を効率的に検索できるように、意匠分類の改正等の工夫を図ることには賛成である。

3 空間デザインの保護について

顧客を惹きつける価値のあるデザインの保護を図る観点から、建築物（不動産）の外観や内装のデザインを保護する余地があることについて、異存はない。

もっとも、かかる「意匠」をいかに定義するか、外観と内装の関係をどのように捉えるのか、内装についてどの箇所を保護の対象とするのか、意匠出願に当たりどのような記載が求められるべきか等については、本報告書（案）には記載されていない。空間デザインの保護においても、具体的な意匠法における規定の仕方を検討する過程において、参考となる具体的条件や根拠に関する情報を広く発信し、弁護士等の法律専門家や実務家の意見を参考にすることが求められる。

また、本報告書（案）は、「諸外国を見ても、米国や欧州においては、建築物の外観や内装は、意匠の保護対象とされており、日本よりも保護対象が広い」と指摘している。しかし、個々の意匠登録が現実に、いかなる態様により利用しないし権利行使されているかといった点については一般に知られていない。この点に係る資料を蒐集し、広く公表するとともに、制度設計において参考とすべきである。

4 関連意匠制度の拡充について

関連意匠制度の拡充の是非については、意匠権者自体のみでなく、新しい意匠のリノベーションにより利益を享受する需要者及び第三者の予見可能性を十分考慮して判断されなければならない。そして、関連意匠にのみ類似する関連

意匠の登録を認めることとした場合、関連意匠登録を途切れなく行うことによって、一連のデザイン群の意匠権を権利者がいつまでも保持してしまうのは、行き過ぎた保護となり、弊害が生じる可能性がある。そこで、関連意匠の出願可能期間は本意匠の出願から10年以内とし、また、（10年経過前であっても）本意匠が既に消滅している場合は関連意匠の出願を認めないとする本報告書案の意見に賛成する。

5 意匠権の存続期間の延長について

意匠権の存続期間の起算日を登録日から出願日に変更し、存続期間を25年に延長することについては、意匠権者と第三者の利益考量のバランスを十分に踏まえた上で結論を出すことが望まれる。

6 複数意匠一括出願の導入について

2014年1月24日付け「産業審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書『創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について』（案）に対する意見書」で既に述べたとおり、複数意匠一括出願を認めることは、意匠制度の国際的調和や意匠の国際登録の出願人の利便性の観点から妥当であり、一括出願に含むことのできる意匠の数に一定の限定を加えることは、意匠を諸外国で登録しようとする出願人の利便性を損なわない限度で、出願事務処理の観点から肯定し得る。

7 物品区分の扱いの見直しについて

物品自体が明確である場合には、物品区分表の区分と同程度の区分を記載していないことを拒絶理由の対象としないようにすることは、合理的な対応であると考えられる。

8 その他について

「その他」で採り上げられている4つの論点のうち、「（4）手続救済規定の拡充」については基本的に賛成する。その他の論点（「（1）創作非容易性の水準の引上げ」、「（2）組物の部分意匠の導入」、「（3）間接侵害規定の拡充」）については、いずれも極めて重要な改正事項であるが、報告書案の内容に具体性がなく、現時点において意見を述べるのが困難である。今後、制度改正の検討を深化させていく過程において、参考となる具体的条件や根拠に関する情報を広く発信し、弁護士等の法律専門家や実務家の意見を参考にすることが求められる。

以上